

一般事業主行動計画の公表について

株式会社小山商会は、次世代育成支援対策推進法に基づき「一般事業主行動計画」を公表いたします。

次世代育成支援対策法とは

次代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つ環境をつくるために、国、地方公共団体、事業主、国民が担う責務を明らかにし、平成17年4月1日から10年間かけて集中的かつ計画的に取り組んでいくためにつくられたものです。

一般事業主行動計画とは

企業が、社員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や、子育てをしていない社員を含めた多様な労働条件の整備等の取り組みを行うため実施する次世代育成支援対策に関する計画です。

株式会社小山商会 一般事業主行動計画

すべての社員がその能力を十分に発揮できるような雇用環境の整備を行うとともに、次世代育成支援について地域に貢献する企業となるため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日までの5年間

2. 内容

<目標1>

所定労働時間を超えて労働させない制度

<対策>

社員へ向けて、処理時間や量を改善し、仕事のやり方を工夫し、効率的なやり方を提案

<目標2>

育児・介護休業法に基づく育児休業や時間外労働・深夜業の制限、雇用保険法に基づく育児休業給付・労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知

<対策>

育児休業等の制度について、取得者は当然のこと、次なるステップアップとして、取得者の周囲の理解がより一層深まるように、周知・啓発活動を工夫

以上の取組みを、目標達成に向け、現在推進中です。